行田市建設工事「週休２日工事」に係る事務取扱要領

（趣旨）

第１条 本要領は、行田市が発注する建設工事（営繕工事を除く）において、「埼玉県土木工事共通仕様書第１編共通編第１章総則」に規定する「週休二日の対応」に関して、実施に当たり必要となる事項を定めるものである。

（用語の定義）

第２条 この要領における用語の定義は、以下のとおりとする。

（１）週休２日工事

完全週休２日、月単位の週休２日、通期の週休２日に取り組む工事の総称（類似する取組も含む）をいう。

（２）現場閉所型の週休２日工事

対象期間において、現場閉所による週休２日に取り組む方式。

１）週休２日

①完全週休２日

対象期間において、全ての週で2日以上の現場閉所を行うことをいう。

②月単位の週休２日

対象期間において、月ごとに４週８休以上の現場閉所を行うことをいう。

③通期の週休２日

対象期間において、４週８休（現場閉所日数の割合28.5%（８日/２８日）の水準の状態）以上の現場閉所を行うことをいう。

２）対象期間

現場着手日から現場完成日までの期間をいう。

なお、年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみの期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外とする期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は対象期間に含まない。

３）現場閉所

対象期間中に巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を除き、現場事務所での事務作業も含めて、１日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所も含む。

（３）交替制の週休２日工事

対象期間において、技術者、技能労働者及び現場代理人（以下「対象者」という）が交替しながら週休２日に取り組む方式。

１）週休２日

①完全週休２日

対象期間において、全ての週で、対象者が交替しながら１週間に２日間以上の休日を確保する状態をいう。

②月単位の週休２日

対象期間において、対象者が交替しながら月ごとに４週８休以上の休日（現場に従事した対象者の平均休日数の割合（以下「休日率」という）が、28.5%（８日/２８日）の水準の状態）を確保する状態をいう。

③通期の週休２日

対象期間において、対象者が交替しながら４週８休以上の休日（休日率が28.5%（８日/２８日）の水準の状態）を確保する状態をいう。

２）対象期間

現場着手日から現場完成日までの期間をいう。

なお、年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみの期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外とする期間、受注者の責によらず交替制による週休２日の実施が困難な期間は対象期間に含まない。

３）休日

対象者が当該工事の現場作業（現場事務所での事務作業を含む）を２４時間通して行っていない状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の休日も含む。

（４）現場着手日

現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入又は仮設工事等を開始する日をいう。

（５）現場完成日

現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業がすべて完了する日をいう。

（対象とする工事）

第３条 週休２日工事は、原則全ての工事を対象とする。

ただし、現場閉所型及び交替制のいずれも困難な工事は、例外的に週休２日工事の対象としないことも可能とする。なお、発注者は、特記仕様書に別紙１

のどちらかを記載する。

＜対象外工事の例＞

・緊急復旧工事（緊急随契を行うような工事）

・対象期間が１週間未満の工事

（多様な働き方の取扱い）

第４条　受注者が、１年単位の変形労働時間制（＊）の活用などにより、当該工事による週休２日の確保と同等の休日等を契約期間外を含めて設定し、契約期間内において所定の休日を確保した場合は、週休２日に類似する取組として、当該工事で週休２日工事を達成したものとみなす。

＊　１年単位の変形労働時間制とは（労働基準法第３２条の４）・・・・

労使協定を締結することにより、1 箇月を超え、1年以内の期間を平均して、1週間当たりの労働時間が40時間を超えないことを条件として、繁忙期に長い労働時間を設定し、閑散期に短い労働時間を設定するなど、年間を通じて労働時間を効率的に配分することで、総労働時間の短縮を図ることを目的とした制度。

（監督員への報告）

第５条 受注者は、工事完成時に様式１（「週休２日工事 取組報告書」）により週休２日工事の実施状況を監督員に報告する。

（工事成績評定における評価）

第６条 提出された施工計画書が週休２日工事を前提としていないなど、明らかに週休２日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、工程管理の考査項目において休日確保が行われていないものとして評価する。

（その他）

第７条 この要領に定めのない事項については、受発注者の協議により定めるものとする。

附則

本要領は、令和８年１０月１日から施行する。

別紙１
（特記仕様書の記載例）

＜特記仕様書＞
（週休２日工事の対象の場合）
第●条 週休２日の対応
受注者は、「行田市建設工事「週休２日工事」に係る事務取扱要領』に基づいて履行状況を発注者へ報告するものとする。取扱要領は、行田市契約検査課ホームページで確認のこと。

　　行田市契約検査課ホームページ
https://www.city.gyoda.lg.jp/shigoto_sangyo/nyusatsu_keiyaku/seido/4043.html

（週休２日工事の対象外の場合）
第●条 週休２日の対応
本工事は、週休２日の取り組みの対象外とする。